

香川県広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

### 香川県広域水道企業団企業管理規程第16号

香川県広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団契約規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約書の作成)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～セ 略</p> <p>ソ <u>契約不適合責任</u>に関する事項</p> <p>タ～ト 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ <u>契約不適合責任</u>に関する事項</p> <p>シ～タ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク <u>契約不適合責任</u>に関する事項</p> <p>ケ～サ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(保証金の還付)</p> <p>第11条 入札保証金は落札決定後に、契約保証金は債務の履行の検査終了後</p>	<p>(契約書の作成)</p> <p>第4条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に定める事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 請負契約の場合</p> <p>ア～セ 略</p> <p>ソ <u>かし担保責任</u>に関する事項</p> <p>タ～ト 略</p> <p>(2) 売買契約の場合</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ <u>かし担保責任</u>に関する事項</p> <p>シ～タ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 交換契約の場合</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク <u>かし担保責任</u>に関する事項</p> <p>ケ～サ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(保証金の還付)</p> <p>第11条 入札保証金は落札決定後に、契約保証金は債務の履行の検査終了後</p>

にそれぞれ還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に、契約保証金（財産の売払いの契約において納付されたものに限る。）は契約の相手方の同意を得て売払代金にそれぞれ充当することができる。

（履行遅滞に対する遅延損害金）

第13条 契約担当者は、契約の相手方が契約期間内にその義務を履行しないときは、契約を解除する場合及び第15条の規定により履行期間を延長する場合を除き、遅滞日数に応じ、未納部分又は未済部分の価格又は代価に、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額を遅延損害金として徴収する旨をあらかじめ約定しなければならない。

2 略

（開札）

第33条 略

2 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより行う入札の開札においては、契約担当者が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

（随意契約ができる場合）

第48条 略

（1）～（7） 略

（8） 略

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、

にそれぞれ還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

（履行遅滞に対する遅延損害金）

第13条 契約担当者は、契約の相手方が契約期間内にその義務を履行しないときは、契約を解除する場合及び第15条の規定により履行期間を延長する場合を除き、遅滞日数に応じ、未納部分又は未済部分の価格又は代価に、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額を遅延損害金として徴収する旨をあらかじめ約定しなければならない。

2 略

（開札）

第33条 略

2 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより行う入札の開札においては、契約担当者が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

（随意契約ができる場合）

第48条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

（1）～（7） 略

（8） 次に掲げる施設等において製作された物品を当該施設等から買入れる契約をするとき。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、同条第25項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、

同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。）  
を行う施設

イ～エ 略

(9)～(17) 略

附 則

(経過措置)

2 略

3 施行日から令和2年3月31日までの間に、事務所（香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年香川県広域水道企業団条例第1号）による改正前の香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第3号）別表第3に規定する事務所をいい、府中事務所を除く。以下同じ。）において契約した測量業務等委託契約（施行日前に市町が契約し、企業団が承継した測量業務等委託契約を含む。次項において同じ。）については、本則の規定は、適用しない。

4 前項に規定する期間において、事務所において契約した測量業務等委託契約については、市町規則（当該事務所の所在する市町が現に定めているこの規程に相当する規則をいう。以下同じ。）をこの規程とみなして適用する。この場合において、市町規則の規定の適用に関し必要な読替えは、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。）  
を行う施設

イ～エ 略

(9)～(17) 略

附 則

(経過措置)

2 略

3 施行日から平成32年3月31日までの間、本則の規定は、事務所（香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第3号）別表第3に規定する事務所をいい、府中事務所を除く。以下同じ。）において契約する測量業務等委託契約（施行日前に市町が契約し、企業団が承継した測量業務等委託契約を含む。次項において同じ。）については、適用しない。

4 前項に規定する期間が経過する日までの間は、事務所において契約する測量業務等委託契約については、市町規則（当該事務所の所在する市町が現に定めているこの規程に相当する規則をいう。以下同じ。）をこの規程とみなして適用する。この場合において、市町規則の規定の適用に関し必要な読替えは、別に定める。